

熊本県における受動喫煙防止対策について

熊本県の施設については、令和元年7月1日から原則敷地内禁煙となります。

ただし、「リブワーク藤崎台球場」では、施設利用者への配慮や、敷地外喫煙による近隣住民等への迷惑を防止する観点から、健康増進法で定める受動喫煙防止のため必要な措置を踏まえ、下記の1箇所を喫煙所とします。電子タバコも同様の扱いとなります。

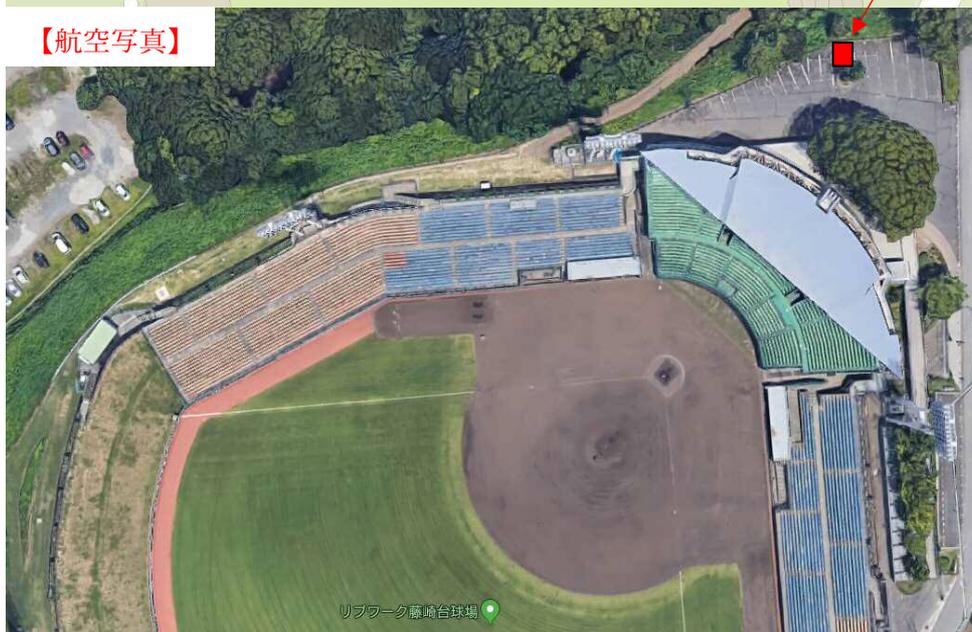
なお、大会によっては大会期間中のみ下記の喫煙所も撤去することがあります。

何卒、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【図面】



【航空写真】



令和元年6月10日
リブワーク藤崎台球場